

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成28年5月10日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「事業管理課が〇〇〇及び〇〇〇に行った是正勧告の写し、並びに〇〇〇及び〇〇〇からの是正報告書の写し」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり理由を付して、平成28年5月23日、審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第3号に該当

本件開示請求の対象は、特定の法人に対する指導が存在することを前提とした内容であり、文書の存否を明らかにすれば、当該法人への指導の有無が明らかになり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。このような情報は、条例第8条第1項第3号に該当することから、本件開示請求については、行政文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるため、条例第11条により存否を明らかにしないもの。

- 3 審査請求人は、平成28年8月18日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。実施機関が審査請求書に形式上の不備があるとして、平成28年9月14日付けで審査請求人に不備を補正すべきことを命じたところ、審査請求人は平成28年9月27日付けで審査請求書の補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

実施機関は「行政文書の存否を明らかにしない理由」として、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。」としている。

しかし、〇〇〇町が発注した「〇〇〇工事」（以下「当該工事」という。）において〇〇〇及び〇〇〇（以下「当該建設業者」という。）は、〇〇〇とJVを結成し工事を受注し、特記仕様書で「JV構成員は国家資格をもつ施工体制台帳に記載された主任技術者が現場に常駐しなければならない」となっているにも関わらず、現場に常駐していなかった。そのため、この状態は建設業法（昭和24年法律第100号）違反であると再三にわたり審査請求人が実施機関に対し、実態の確認と是正改善指導を行うよう求めてきた。その結果、平成28年〇月に「当該建設業者は主任技術者を常駐させていなかったことを認めた。」との報告を受け、審査請求人は当然、是正指導が文書によってなされたものと解釈し、文書の公開を求めたのである。

ところが実施機関は「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。」として文書の存在の有無についても情報公開を拒んだのである。当該工事は、工事契約時に〇〇〇千円、平成27年〇月〇日に〇〇〇千円、平成27年〇月〇日に〇〇〇千円と出来高検査を受けて工事金を受け取っているが、実施機関が審査請求人に報告した平成28年〇月に「当該建設業者は主任技術者を常駐させていなかったことを認めた。」が事実であるならば、当該建設業者及び〇〇〇は、検査時に常駐しなければならない主任技術者がいないにも関わらず、さも常駐しているように装い〇〇〇町から工事代金を不正に取得したことになる。

もし審査請求人の主張が誤りでJV構成員が現場に常駐していたのであれば、その確認をしたことについて情報を開示すれば足りるのであり、常駐していなければ明らかに建設業法に違反し、かつ〇〇〇町との契約に違反していることになる。

このような不正が疑われる案件であるにも関わらず、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。」との解釈で情報公開を拒むのは県民の知る権利を阻害し、かつ公共工事の透明性を保つ観点からも甚だ遺憾と言わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第3号は、法人等に関する情報であつて、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものを非開示情報と規定している。

本件開示請求は、審査請求人が建設業者を特定した上で、建設業法に違反しているのではないかとして実施機関に調査等を依頼した件について、実施機関が行った調査や行政指導等の記録の開示を求めるものであり、当該文書の存否を答えることは、実施機関が特定の建設業者に対する調査や行政指導等を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと考えられる。

本件存否情報は、これを明らかにした場合、特定の建設業者に対する実施機関の調査や行政指導等の有無が明らかになり、当該建設業者がその業務に関し何らかの不適切な行為を行ったのではないかと憶測を呼び、当該建設業者の社会的信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該建設業者の事業活動に支障を及ぼし、当該建設業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、本件存否情報という条例第8条第1項第3号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものと解される。

ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が本件開示請求において開示を求める文書は、その記載内容から、建設業法違反等の理由により、実施機関から当該建設業者に対する是正勧告が行われ、これに対する改善報告が実施機関に提出されたことを前提として、これらの文書の開示を求めるものであると解される。

そうすると、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、実施機関から当該建設業者に対する是正勧告が行われ、これに対する改善報告が実施機関に提出されたという事実の有無を明らかにするものであると認められる。また、本件開示請求に係る是正勧告等に関する情報は、公にされていないものと認められる。

これらの事実の有無が明らかにされた場合、当該建設業者に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、当該建設業者の事業活動に支障を及ぼし、当該建設業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(2) したがって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで条例第8条第1項第3号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、実施機関から当該建設業者が建設業法に違反していたとの報告を受けた旨主張する。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる」と規定されており、

条例に定める情報公開制度は開示請求者が誰であるかを考慮しないこととなっていることから、当該主張のような個別的事情は上記判断に影響しない。

- (2) また、審査請求人は、当該建設業者が建設業法に違反していなかった場合、違反事実が無いことを確認した旨の情報を開示すれば足りる旨主張する。

当該主張は、当該建設業者に関する違反事実の有無の調査結果が記録された文書の開示を求めるものと解されるが、当該主張の趣旨を本件開示請求内容から読み取ることは困難であると認められる。

なお、仮に当該主張の趣旨が本件開示請求内容に含まれていた場合であっても、当該建設業者に関する違反事実の有無の調査結果が記録された文書についても、その存否を答えることは、当該建設業者に対する実施機関による調査の有無を明らかにするものであり、当該建設業者に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、当該建設業者の事業活動に支障を及ぼし、当該建設業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本件開示請求に係る行政文書と同様にその存否を明らかにしないことが相当であると認められるため、当該主張を採用することはできない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 10. 19	○ 諮問を受けた。(諮問第216号)
28. 12. 19	○ 審査請求人から意見書を受理した。
29. 6. 28 (第368回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 7. 26 (第369回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 8. 29 (第370回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年9月22日現在）

氏 名	区 分	備 考
蘆 立 順 美	学識経験者	会長職務代理者
伊 勢 み ゆ き	情報公開を理解する者	
板 明 果	学識経験者	
齋 藤 信 一	法律家	会長
十 河 弘	法律家	